

第23期第17回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年10月5日(金曜日) 13:30～15:15

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第7番	高橋眞次	第13番	飯尾象司
第8番	宇野賀津美	第14番	西原實
第9番	田坂健次	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 6人

農業委員	第3番	藤田幸正
農業委員	第5番	小野義尚
農業委員	第13番	曾我部英敏
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第2番	岡田充
推進委員	第6番	井下八郎

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 主幹	原 道 樹
事務局 次長	横 川 俊 彦	農 地 係 長	田 中 賢 禪
農 政 係 長	谷 口 恭 子	主 事	池 田 有 里
臨 時 職 員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールの結果等について



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人・推進委員12人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

本日は、会長及び会長代理が欠席との連絡がございましたので、会長の指名により本日の議長を合田有良委員さんをお願いいたします。

合田委員さんよろしく申し上げます。

●合田議長代理

それでは、ご指名ですので、議長代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただいまから第17回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

農政関係は、「農地パトロールの結果等」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、伊藤慎吾委員と渡邊勝俊委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。

加えまして報告事項1件と参考事項1件でございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原主幹

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第29番の1件でございます。

2ページをお開きください。

第29番は、郷一丁目、田、1筆、面積661平方メートル、譲受人は市内で農地所有適格法人を営む（1-1）さんです。

譲受人は平成29年4月11日に設立された法人であります。

現在、4反ほどの農地を耕作しており、今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

また、今回の申請につきましては、法人での所有権移転ですので、農地所有適格法人の4項目の要件も必要となります。

まず、法人要件ですが、譲受人は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であります。

2点目に、事業要件ですが、昨年度の売上の全額が農業による売上であります。

3点目に、構成要件ですが、株主は4名であり、そのうち

農業常時従事者が3名でその3名の議決権の合計は、90パーセントであります。

最後に、役員要件ですが、先ほどの株主4名とも役員であり、そのうち3名が常時、農業及び農作業に従事しております。

よって、すべての許可要件を満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●合田議長代理

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、29番については、地元委員であります小野義尚委員が欠席でございますので、事務局から報告いたします。

○原主幹

小野義尚委員から申請人である(1-1)について、は農業経験も豊富で、管理している農地についても、きちんと耕作されており、また、申請地についても、周辺地域との調和要件も特に問題ないことから、許可しても支障がないとの報告書をいただいております。よろしくお願いいたします。

●合田議長代理

ありがとうございました。

以上、議案第1号29番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●合田議長代理

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第1号29番については原案のとおり決定させていただきます。

●合田議長代理

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第2号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、4件です。

4ページをお開きください。

10番、清水町、畑1筆、申請人は、(2-1)さん。

内容は、自己住宅151.58平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

11番、桜木町、畑2筆、申請人は、(2-2)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)180.67平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

12番、神郷二丁目、田3筆、申請人は、(2-3)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、宅55.01平方メートルおよび水路18.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

5ページをご覧ください。

13番、神郷二丁目、田3筆、申請人は、(2-4)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)172.65平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、10番から13番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●合田議長代理

ありがとうございました。以上、10番から13番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●合田議長代理

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を

決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●合田議長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●合田議長代理

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、9件です。

7ページをご覧ください。

126番、大生院 字廣坪、田1筆、畑1筆、譲受人は(3-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、雑種地66.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

127番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、雑種地403.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

128番、坂井町三丁目、田1筆、譲受人は、(3-3)さん。

内容は、自己住宅92.74平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

8ページをお開きください。

129番、本郷一丁目、田5筆、譲受人は、(3-4)さん。

内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転で

す。

130番、中村松木二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-5)さん。

内容は、自己住宅66.24平方メートル、一体利用地として、宅地46.33平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

131番、東雲町二丁目、畑3筆、譲受人は、(3-6)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

132番、多喜浜五丁目、畑3筆、譲受人は、(3-7)さん。

内容は、貸し露天資材置場、一体利用地として、宅地41.48平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

133番、八幡二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-8)さん。

内容は、倉庫及び露天資材置場59.37平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

134番、中村一丁目、田1筆、譲受人は、(3-9)さん。

内容は、宅地分譲(1区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、126番から134番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

- 合田議長代理 ありがとうございます。以上、126番から134番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
 （「なし」の声あり）
- 合田議長代理 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
 （「異議なし」の声あり）
- 合田議長代理 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 合田議長代理 10ページをお開きください。
 報告事項「農地所有適格法人の平成29年度決算報告について」です。事務局から報告をお願いします。
- 原主幹 農地所有適格法人の平成29年度事業報告について、ご報告いたします。
 平成30年8月31日に、（4-1）さんから、農地所有適格法人報告書が提出されました。
 農地所有適格法人の要件である法人要件につきましては、株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため、要件を満たしております。
 次に、事業要件につきましては、平成29年度（期間、平成29年6月1日から、平成30年5月31日まで）の決算報告書によりますと、売上高は、7,619,698円、全額が農業による売り上げとなっております。また、平成28年度、平成27年度の売上も農業による売り上げが100パーセントであるため、要件を満たしております。
 次に、構成員要件につきましては、株主は2名であり、うち農業常時従事者1名の議決権が75パーセントであるため、要件を満たしております。
 最後に、経営責任者要件につきましては、先ほどの株主1名が役員となっており、常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。

以上により、（４－１）さんが農地所有適格法人として必要な要件をすべて満たしており、適正に運営されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

●合田議長代理

ありがとうございました。

11ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

●合田議長代理

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、農地中間管理事業について、景観形成作物取り組み事業の今後について及び農地パトロールの結果についての3つを議題といたします。

なお、本日は、ご多忙の中、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構よりお二人お招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

サポートセンター長 池上正彦様です。

中間管理事業班長 三好慎一様です。

それでは、まず農地中間管理事業についてを議題といたします。

農業従事者の減少や高齢化が急速に進み、担い手も減少しておりますことから、将来に残すべき優良農地を明確にし、それを託せる担い手を確保・育成することが喫緊の課題となっています。愛媛県農地中間管理機構では、農地中間管理事業を進めておりますが、関係機関、団体が一体となって取り組むことが重要になっております。本日は、事業を利用することによるメリットや利用の手順等についてご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

それでは、私の方からお話をさせていただきます。中間管理事業、以前こちらにお邪魔してお話をさせていただいた記憶があります。改めてというところで始めたいと思います。お手元の方で研修会資料、中間管理事業についての資料がございますがそれをお開きいただきたいと思えます。農地中間管理事業の手続きというところがございます。許可管理事業は農地の貸し借りの手続きを決めたものでございます。若干、普通の貸し借りとは違って機構という私どもが入らしていただくという点が普通と違います。ですから農地の貸し手さん、要は地主さんの方から一旦機構に貸し付けていただく作業があります。その次に、機構の方から借り手さん、担い手に限定される訳なんですけれども、借り手の方に貸し付ける、二段階で貸し付けの作業があるというところが他の手続きと違う所でございます。ですから、地権者の貸し手さんから機構がお預かりする際、農用地利用集積計画というものを市の方で作成していただいて農業委員会の方で決定していただく、その後、市の方で公告をする。基盤法の手続きと同じなんですけれども、これで一旦機構の方にお貸しをいただくという作業が進みます。その後、機構の方から買い手さんにお渡しする際には農用地利用配分計画という名称の計画を作ります。ほとんど様式上は農用地利用集積計画と同じですが配分という法律上の名前になっております。これについて、この人に貸しますと機構がいうのは意思の疎通で推している訳でございますので、農業委員会の方でこの人に貸すということに対してご意見はどうでしょうか、ということをお伺いします。それは問題ないよということでしたら、機構の方でこの人に貸すことを意思決定した後、知事の認可を受けて県の公告をうつ。このことで、今度は機構の方から借り手さんの方へ農地の利用権が移るということになります。ですから、こちらの農業委員会さんの方では、まず地

権者から農用地利用集積計画の決定ということと合わせて機構がこの人に貸したいという農用地利用配分計画がございますがそれに対してのご意見をいただくということを一回の総会の中でお願いするということになります。手続きとしてはそういうようなやり方で進んでいく訳でございます。ただ、この事業に基づいてやる場合は前提として地主さんの貸付希望の用紙と機構登録申請書というものを出示していただく、農地を貸したい意思の立場であります。その、農地につきましては農振地域内に限る。この場合、青地と白地がございますけれども青地、白地、両方構いません。そして、借り手ですね機構からの借り手というのは農用地等の借受希望申込書の提出をしていただきます。貸し手と借り手の両方の申請が前提として必要になってきます。中間管理事業というのは担い手に農地を集めていくというのが目的でありますので機構から貸す相手、借り手さんは担い手でなければならないということがございます。担い手とはいったい誰を指すのかということですが、一つは認定農業者の方、もう一つは認定新規就農者の方、市町の基本構想水準到達者、これは認定農業者の所得基準というのをそれぞれ伺うんだと思いますけど、ご本人の申請はなくてもこの方はこれくらいの経営をされているというところで市町が判断された方、これを水準到達者というように呼んでおります。その他に、人・農地プランにおける中心経営者の方、後、集落営農法人とか特定農業法人とか、また、企業とか農協等、NPO法人等も含んでおります。愛媛県の機構ではできるだけ幅広い担い手をとっております。東日本の方は前段の認定農業者認定区域もしくは、構想水準到達者この3者に絞り込んでいます。出来るだけ多くの方に担い手として位置付けていきたいという思いで過しております。そして、この農地の地権者、貸し手さんと担い手である借り手さん、これが、その農地についてマッチングできたと、貸し借りの条件も了解のうえで貸し借り

の意思がはっきりしましたという場合は市町の方から機構の方へ意見書を提出していただいております。市長名で出していただくということです。それがきた段階で先程申しました1番上の農用地利用集積計画ない農用地利用配分計画の作成に入って、そして、農業委員会の決定とご意見を伺ってというような段取りです。現在、農地を貸し借りするという手続き論でいきますと3種類あります。農地法3条、農業委員会の許可でございます。契約期間が決まっている訳ですが、期間満了の1年から6ヶ月前までに更新をしない旨の通知がなければ更新とみなす（賃貸借）の場合は、更新したいとか、しないとか、そういう意思をはっきりしないと自動継続していく。親戚とか親子間でも契約する場合これが使われるであろうと思っています。もう一つは、農業基盤強化促進法というのがあります。通称、基盤法という言い方をします。こちらの貸し借りでの手続きは、農業委員会の決定と市町の公告と、先程申しました貸し手から機構を借りるという作業と全く同じです。この、二つの手続きで認められる事ですが、こちらで契約しますと期限が来れば契約が終わると、新たに契約をしたければ再度契約をしないといけない。借りっぱなしはないという事になります。今回の農地中間管理事業というものがあります。農業委員会の決定、市町の公告、そして、知事許可、公告という作業がある。同様に期限が来れば契約は終了という形になります。基盤法を少し応用した形が中間管理事業法、ただ貸す相手が機構に入れることで担い手に限るということで、国の目的であります担い手に農地を集積する為には中間管理事業を是非とも使ってもらいたい。今の農政の基本になっている。中間管理事業をよく分からないということもあるようですけど、この下に機構では1回借りたら返さないのかという話ではなくて貸し手と借り手の合意がありましたら合意解約に応じております。それに、非常に長い間借りなきやいけないのか、貸さなきやい

けないのかという話もありますが、現在は契約が5年以上になるように希望しております。事案によってはもう少し短い貸借ということもあります。更に、農地中間管理事業を使って貸し借りをすれば機構集積協力金の対象になったり、各種の補助事業が活用しやすくなるというメリットがあります。各種事業なんですけど2ページと3ページをお願いしたいと思います。30年度の機構関連対策というもので、1番から9番までございます。この中で比較的分かりやすい項目について少しコメントさせていただいたと思います。2番目に農地耕作条件改善事業というのがあります。機構による重点実施区域、基本機構の方で定めましますけど各市町の方から申請があった地域について機構が占領させていただきます。その地域におきまして1地区あたり受益者が2者以上、お2人以上借りまして事業費が200万円以上の区画拡大や用水路、農作業道等の整備、更新を支援する事業になっております。具体的によく使われるのは、田畑の区画拡大、畦畔を除去して広げるとか、暗渠排水とか、最近、柑橘地帯というのはスプリンクラーの立ち上げの部分の交換、改修、あと更新整備は古くなったから新しくしたい、用排水とか用水ポンプですね、これの改修、耕作放棄地であればその解消の為の整備とか電気柵、そういったものを事業として採択しております。そのところが、中間管理機構の重点実施区域でないと要件としては採択されないということになっております。この場合、直接補助と言いまして、これは市とか改良区が直接事業をやっている団体営という事業がありますけれども、それは県が補助金は支出はしません。例えば、換地を伴った地下用水とかそういった場合の間接補助というのがありますが、県を通した事業をやるということになると県が補助金を上乘せして参ります。県が25パーセントぐらい付きますし、国が50パーセント付くので75パーセント、市町の方で付けられるなら付けられるということで担い手さんがセーブを

したいと言った場合には、この事業が使えたりいうことになっております。そしてその下に、経営体育成支援事業というのがございます。これは、機構を活用して規模拡大を図る経済、中心経済、そういった方の担い手が農業用機械等の導入する際に融資残補助をする事業です。具体的に言いますと、トラクターとか田植え機とかコンバイン、フォークリフト、ホイールローダー、ハウスとか畦畔の除去、暗渠、そういった排水関係、そういった装備事業で事業費が50万円以上であればこの事業の対象になります。この場合は個人で対象となります。どういった方かという、人・農地プランの中心経営体の方、もしくは機構から農地を借りている方になっております。どれくらいの補助率かという、と大体3分の1です。融資残補助なのでスーパーLあたりの資金を借りていただく。それと、同額かもしくは売り上げの30パーセント、いずれか低い方を助成するという訳でございます。通常予算ですが大体毎年ですけれども補正予算というのを国がくれます。この事業に関しては、その場合は30パーセントが50パーセントに上がります。ですから、準備をされていたら5割にのっかることが可能であるというように思っております。対象の一つは機構から農地を借りている者ということになっていますが、この事業の採択はポイント制になっておりまして機構から農地を借りて規模を拡大する面積によって加点されてまいります。その点数によって採択が決まっていく。個人の担い手の方は直接この事業を受けるという点では非常に使いやすいわけなのですが、要件的には不慮があるということでもあります。そして、次のページの7番目でございます。認定農業者経営発展支援事業というところで県単独の今年度からの事業になっております。規模拡大に取り組む認定農業者が農業機械、施設を導入する場合に経費の一部を助成します。中間管理事業を利用した場合は優先採択されます。ほとんど要件化しており考えていただいていたらい

と思っています。それと、中間管理事業で集積した面積に応じて補助率が高くなると、通常県は3分の一助成が最高限度でございますけど、最大2分の一助成まで補助率を上げております。ですから、以前はどちらかといいますと山地というか、また、共同で農業をやっていく人とそういったところに国は補助事業をずっと展開していたし、県もそうしておりましたけれども、ここへきて担い手個人に対する助成、支援というところによって変わってきております。それだけ次の世代、担い手が少なくなっている。農業を支えていくところの担い手をいかにして確保していくかというところに力を入れているところなので、どうしても国の中間管理事業とこういった事業をリンクする。採択要件になっていくのが今の現状であります。それと、2ページの一番上に農地中間管理機構関連農地整備事業というのがございます。こちらはですね、15年以上地権者の方から農地をお借りして、担い手の方にお貸しをする。そうすれば、担い手の方の要望に応じて県が基盤整備を行なうという事業でございます。その場合、地元の負担を国が受けるということで取りません。もう一つ、一貫的に事業をするときの要件として面積要件がありますけれども、この事業におきましては中山間地域であれば5ヘクタールでいいと、通常のところは10ヘクタールでいいという訳で現行のいろいろな整備事業で半分くらい要件をおとしております。それと合わせて、5ヘクタール、10ヘクタールとか、まとまってあることは非常に中山間では困難でいうことでございます。では、中山間で5反、普通のところでは1ヘクタール、そういった連なった接続した農地があればそれがいくつか離れてあったとしても5ヘクタール、10ヘクタール超えているなら採択しましょう、というようになっております。それが4ページの内容でございます。事業費の負担割合というのがありますけれども、国が62.5パーセント、県が27.5パーセント、市町が10パーセント、

農家は0パーセントとなっております。現在、県下の方でこの事業に取り組みたいというようなところがいくつか出てきております。5ページの地図を見ていただくと、いくつか地名が出てきております。この、茶色地区は柑橘を中心とした地域でございます。柑橘園地を整備する。緑色地区は、野菜もしくは水稻ということになっております。南の方には野菜とか水稻が多いんですが、松山周辺は柑橘が多いというのが現状でございます。立地条件が中山間の地域ではこういった事業も活用できるのかな、受益する工事を行う農地につきましては機構の方が全て借り上げておくというのが要件になっております。機構の方は担い手にそれを託していくということになっておりまして、現在そういう形で進んでいる状態です。このように、年々農地中間管理事業、ようは農地を貸し借りする手続き論だけなのですが、ただ担い手にしか貸せないというフィルターがかかるわけなのですが、この事業を利用することで担い手育成を進めていこうというように考えておるわけですが、農地を預かる担い手にとって必要な事、それは個々の農業経営者であっても、支援の対象にする。そして、今後も引き続きこういった対処する事業は拡大をしていくと言われております。ですから、この地域におきましても担い手の方が、若い次の世代を担う人達がいらっしゃるということでありましたら、そういった方が農地を預かるという際にはメリットがある、メリットが取れるというのであれば、農地中間管理事業の方の手続きを是非ともおすすめいただいて円滑に進めていただくことを切にお願いをしたいと思います。以上でございます。

●合田議長代理

ただいま池上様から説明していただきましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

●合田議長代理

どうぞ、小野（春）委員さん。

○小野（春）委員

はい。3ページの7番ですが、この補助を受けた場合30から最大50ですよね。その受けた金額の返済はどの様

な対応で返していけばいいのでしょうか。これの、詳細はどのようなものでしょうか。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

はい。これは補助事業ですので補助された部分というのは基本的には受けた方が得られるもの、いうことで自己負担分が少なくなるというだけで返済ということは無いです。不都合なことが起こらない限り適正に機械類を買っていただければ、補助金に関する返済は無いということでございます。

○小野（春）委員

返済はしなくてよろしいです、ということですか。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

そういうことです。融資の件がございましたよね、融資ということになってくると借りた物は返さなければいけないと出てくるんですよ。補助事業の場合はありがたくいただくということで終わりになります。

○小野（春）委員

はい、ありがとうございます。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

それと、仰っていただいたことですが、規模拡大面積がある程度増えれば増えるほど県の上乗せ部分が少しずつ小刻みにですが上乗せされていくということで元はこの事業は4分の一だったと思うんですけど、小刻みに上乗せされて2分の一までいきますよと、通常一般的には3分の一なんですけどそこへ伸ばします。そうしたら、市町の方でも当然そういった方に応援をしていただけるでしょう、それが4分の一になるかどうかはわかりませんが、そうする事によってできるだけ負担を少なくして農業を拡大していただけるのではないかと、そういう期待を込めた事業にはなっております。

●合田議長代理

他にございませんか。

●合田議長代理

私の方からお尋ねしたいのですが、中間管理事業の先程説明がありました利用権限というか、どういう人達が利用できるかということで農振地区というお話がありましたよ

ね。新居浜では農振地区の面積が本当にごく限られた地域
でしてね、そういったところは非常に地形的にも細かくな
かなか利用を希望する方が少ないとそういう中での中間管
理事業は、新居浜市にとっては利用の価値の無い制度では
ないかというご意見もあります。ただ、先程の説明の中で
青地であろうが、白地であろうがというような、青地と白
地を対象になっていると説明がありましたが、農振地区と
いうのは基本的に青地じゃないんですかね。農振地区の中
に白地とはあるのでしょうか。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

農振地区の中には青地と白地が両方ございまして、農用
地ということになりますと青地になるんですね。例えば、
先程ふれました基盤整備をやる、土地改良をやる、いうこ
とになりますとその青地、農振農用地制限があるわけです。
機構の方では農振地域であれば青地でも、白地でもいいで
すよという形にしております。農振地域外になるといささ
か苦しいところがあるんですけど、新居浜市の事情という
のは5年経ちまして私もかなり理解しているつもりですけ
ど、少しでも同じ貸借をされる際に可能であれば中間管理
事業を一部でも使っていただくことで、次の世代の若い人
達が何かをやっていく、取り組んでいく際に個別に支援で
きる制度に国も県も変わってきておりますので、そういう
機会があるのであれば是非ともお使いをいただいて、おす
すめいただけたらありがたい。今までですと、どうしても
面的なまとまりがないと事業というのは無かったんですけ
ど、面的なまとまりではなくて個々の経営者、それもでき
れば意欲のある人達に手厚くしていこうと、大きな流れに
なってきました。そういった意味でもし農地をきちんと借
りたいと言った場合に基盤法も農地法もあるわけです
が、農振地域の中であれば中間管理事業を利用していただ
くとその方にとっても良い結果になるのではないかと思います。

●合田議長代理

ありがとうございました。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

もう一つだけいいですか。お手元に中間管理事業の手引きを配布させていただいておりますけど、それは、先程申し上げた分かりやすくなったやつになりまして、もう一点お話ししたいのがEFCという雑誌が手元にあるかと思えます。この4月に私ども機構の方で農業経営者クラブというのを設立させていただきました。農業経営者クラブというのはいったい何かというと、農業の収益を少しでも上げたい、その過程で法人化も考えてみたい、集落の組織を立ち上げてみたい、そういった方々に是非とも入っていただくクラブを作りたいということで設立をさせていただきました。そのクラブに入っていただくと何がいいのかというと、お手元に配布させていただいているような情報誌というものを年間3回ほど配布をさせていただくという事と、後は勉強会ですね。農業をやるにしても農業だけではなかなか難しい、農業の栽培技術とか色々な事業の関係とかもあります、例えば税務の関係とか司法書士、弁護士、もしくは経営を少し上向きにさせたいという時には中小企業診断士に対して、人を雇用したいなら雇用する時にどうしたらいいのか、保険はどうしたらいいのかそういった時には特定社会保険労務士へ。そういった方々46名のコンサルタントがクラブに登録をさせていただいております、もし、クラブに入っただけのならば直接私の方にお電話なりメールなりしていただくと、そういった専門家を派遣させていただいて勉強会、個別の勉強会を開かせていただくことを始めてございます。必ずしもそういう事でもなくて、こういうクラブの活動に賛同していただける方も当然会員としてウエルカムでございます。是非とも入っていただくようお勧めをさせていただきたい。機構のホームページを立ち上げてございます。ホームページの中

にこのクラブのコーナーがあります。コーナーをクリックしていただくと申込書があります。そこをクリックして入会していただいてもいいですし、チラシもございますので記入してファックスしていただいても入会していただけます。これは全て、入会金の会費も勉強会もセミナーも交流会も全て私どもの方で負担いたしますので皆様方にご負担いただくものは少しもございません。そういうことでございますので、一つ是非ともまた入会していただいて、同じ方向を目指して一緒に進んでいけたらとお願いをしております。

●合田議長代理 これは、全国で組織されるクラブなのですか。

○えひめ農林漁業振興機構

池上様

事業としては全国展開はしたんですけど、クラブを作っているのは愛媛県だけなんですね。大体90名の方が7月ぐらいから賛同していただいております、情報ですね、なかなか情報が入りにくくなっておりますので、私どもの方から個別に直接情報をお伝えしていく、スピーディーですよ。そのためにこのクラブを愛媛では作ってきたという事でございます。事業そのものは全国展開しておりますが、愛媛県では全国で一番最初に立ち上げました。ですから、皆様方にご負担いただくものは一切なく、この取り組みができるというようになっております。

●合田議長代理 ありがとうございます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

本日は、お忙しい中、えひめ農林漁業振興機構 サポートセンター長 池正彦様、中間管理事業班長 三好慎一様

新居浜市農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(池上様、三好様退席)

●合田議長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、次に景観形成作物取り組み事業の今後についてを

○谷口係長

議題といたします。まず、事務局から説明をいたさせます。

失礼します。それでは景観形成作物取組事業について説明させていただきます。説明にあたってまず資料の確認をさせていただきます。今から使う資料につきましては農業委員会総会資料（農政関係）、後、パトロールの方では個別にパトロールの結果表と地図の色塗りをしているもので説明させていただきます。よろしく申し上げます。景観形成作物取組み事業について説明させていただきます。本市で実施しております景観形成作物取組み事業については、今年で18年になります。今まで、継続して花の作付け、園児招待等を行っているところですが、今年度、市の監査において、事業への取り組みが停滞してきているのではないかとの指摘を受けましたので、今後の取り組みについて協議していただきたいと考えております。

まず最初に、景観形成取組み事業について、その目的と経緯についてご説明いたします。農業委員会総会資料（農政関係）の1ページをお開きください。

目的は、遊休、荒廃農地の発生防止対策として、市内3か所の遊休農地の一部に景観形成作物であるポピー、菜の花等を植えることにより農地所有者に警鐘を鳴らし、農地性の維持と合わせて都市、農村空間の景観を保全する。付随効果として、田園風景である市民の憩いの場としての活用と地元の園児らの自然体験学習を通しての心の健全育成に役立てることで平成13年度から実施しております。資料の3、4ページに当時の農業委員会だよりを付けておりますが、事業開始の平成13年度は市内一か所の遊休農地から始めました。夏はひまわり、春は菜の花の作付けをおこない開花に合わせて校区の小学生、保育園児を招待し、自然体験学習を実施し、ヒマワリの種子を採取して、市内の小学校、幼稚園、保育園、及び市民1,000人に無料で配布していたようです。

平成14年度以降は、実施場所を市内3か所に増やして、ヒマワリ、菜の花、れんげ、ポピー、コスモスを作付けして

います。現委員さんになってからの活動につきましては、5ページに掲載のとおりです。昨年の11月、12月にそれぞれポピーの種子を蒔き、今年4月には、園児招待を行いました。そのあとは、ヒマワリの種子をまきましたが、園児招待には至りませんでした。

次に、他市の取り組みとしましては、1ページに戻りますが、県内の近隣でいいますと朝倉、周桑、玉津地区でひまわり、禎瑞で菜の花等を植えています。また、花以外ですと資料の6ページにつけておりますように大分県臼杵市では、小学生と一緒にニンジン種のまきをしたり、沖縄県うるま市では、ジャガイモの作付けをして、保育園児による収穫体験をしています。

以上をふまえて、今後の取り組み案として、事務局の提案を4件あげさせていただきました。

まず、1つ目は、実施場所についての検討です。現在、市内3か所で実施しており、特に船木地区につきましては、看板も設置しており、市民にも周知できているところですが、この実施場所について、実施場所を増やしたり、変更してもっと事業を広めてはどうかというものです。これには、委員さんの負担も増えますので、地域の方、関係機関、ボランティアの呼びかけも必要になってくると思います。

次に、園児等の参加型事業についてですが、先ほども他市の取り組みとして紹介しましたが、何か収穫できるものを作付けし、保育園児と一緒に収穫をしてはどうかというものです。

3つ目に、種子の無料配布についてです。事業の開始当初にもしていたようですが、花が終わったら種子をとれる物を作付けし、取った種を園児や市民に配布することで広く市民に広報することができます。

最後に、作付け作物の変更ですが、今年度3か所でミニヒマワリを試してみましたが、花の期間も短く園児招待ができませんでした。東予地方局産業振興課の江原さんからヒヤク

ニチソウは花の期間も長いのでどうですか、と提案がありましたので、それも含めて作物の変更についての提案になります。

以上が、事務局からの案になりますが、中には実行が困難なものもあると思っております。できましたら、新しい取り組みを実施したいと考えておりますので、この案以外でも何か意見がありましたら提案していただき、実施に向けて協議していただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終了します。

●合田議長代理

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

●合田議長代理

そしたら、4つ程の提案が出ておりますが皆様のご意見はいかがでしょうか。実施場所についてというところで、長年ずっと同じ場所で続けていきますと、作物もできにくいというような、輪作したらいいんじゃないんかとかですね、土地を色々ローテーションしたらどうかとか、色々なご意見があろうかと思えます。皆さんいかがでしょうか。景観作物の取り組みをやった中で満足できているでしょうか。

○渡邊委員

中萩、大生院地区についてですけど、立地的な今の場所でもいいんじゃないかと思っております。博物館通り沿いで通行量も多くて大変目立ちますし、また、作業をする際に車を止める場所が沢山ありますし立地はいいと思っておりますが、夏に植えるものは雑草に負けますので、ひまわりも発芽率が悪くて、花が咲いてもまばらになっておりますので品種を変えたいと私個人的には思っております。

●合田議長代理

ありがとうございます。そしたら、リーダーさんの方から一つ発言をお願いできたらと思います。上部東の方はいかがでしょうか。

○矢野委員

確かに今ご存知だと思いますが草を作っております。私、初めてお世話させてもらうのですが、水が船木の場合

は池田の池の水を利用する事なんですけどもどうしても冠水、夏場は水やりがネックになっているのではないかなと今年やってみてそう思いました。そういうことで、途中で池田の池の水を引いたのですが、もう遅くて種がおそらくたけたり、腐ったりした後だったと思います。水を引いた後、草が勢いよく飛び出したんですけど、これを反省にして次からはもう少しやり方を変えていこうかなと思っております。今日、事務局でお話がありましたけど種まきだとか、収穫なんかは体験をというのがあるんですけどそんなようなのも具体的には思い当たりませんが何かあれば考えてみたいな、皆さんの知恵もいただければ幸いです。以上です。

●合田議長代理

ありがとうございました。それでは川東地区リーダーさんがお休みですので、石山さんお願いします。

○石山委員

私自身の体験で川東はヒマワリ、ポピー、コスモス三種類の花の体験をしたんですけど、園児招待で上手くいったのはポピーだけだったんです。そして、他の二作については草丈に負けると、苗がうまく育たないという管理上の不手際というのがあるなと初めて思いました。今日のこの事務局提案の中に景観作物という感じですけど、実際は収穫体験が主になるような物がありますよね。私、高津校区に在籍しているんですけど昔は高津校区の小学校でも校区内の農地利用をした収穫体験を植え付けから収穫まで一連の作業を一年間続いてやっていたように記録しているんですけど、最近それがすたれているんです。花もいいけど、例えばジャガイモ、さ、さといもとか地域に合った収穫体験が可能なような物がひよっとすると子供が楽しんでやっただけじゃないかなっていうのを感じました。だから花に変わって食べる物をと、いかがでしょうか。

●合田議長代理

ありがとうございました。私は、年に一回の物よりか二期作言うんですか年に二回ぐらいできる方がいいんじゃないかという事で花を選定したと先輩から聞いております

が、皆さん、石山さんからの事務局からの提案に沿ったような意見も出たのですがいかがでしょうか。

●合田議長代理

○松本委員

どうぞ、松本委員。

私は個人的にお花が好きなので景観作物はお花でいいと思うんですけど、収穫体験がいいと仰る方もいらっしゃいますので農業委員会も全部がお花じゃないといけないとか、川東はじゃがいもを植えるとか、上部はお花するとかそういうことはできるのでしょうか。もしお花にするのであれば、ヒマワリとか育ちにくかったのもありますし、プロの方に色々アドバイスしていただいて育てやすいお花とか受けていただきながらしたらいいんじゃないかと思えます。

●合田議長代理

ありがとうございました。他にございませんか。

場所については今の所でいいというご意見もございました。出ましたのは、もっと収穫を体験できるようなご意見もございました。だいたい事務局の提案しているご意見もでしたので、皆さんの今出たご意見を整理いたしまして事務局の方からまとめていただいたらというように思います。

●合田議長代理

○近藤委員

どうぞ、近藤委員。

予算的にはどうなんですか。お金は出さずに、いい物を作れ。今言われてた、じゃがいもやさつまいもって結構種代が高いですよ。そんなことを考えたら予算を何処から捻出するのか、お金の方を先に考えてから動かなかつたら無理ではないのでしょうか。さっき言われたさつまいもとかいうのは金子校区としては江口地区で毎年やって、園児招待して芋掘りを定期的にやっているんですけど結構喜ばれるんですけど、最初に言った費用、花にしてでもどれだけ手間をかけるかっていうのはありますよね。実費弁償も考えるのならいい物は作れると、どちらにせよ先立つ物を調達してこないと無理かと市の方のコミュニティ課の予算この辺を活用していく方法もあるのかなと思います。

●合田議長代理 ありがとうございます。予算は農林水産予算の中に景観作物の予算が若干入っております。24、5万だったんですかね。

○藤田事務局長 景観形成事業につきましては、今現在は農業委員会の予算として取っております。用法によって若干削られたり、なかなか増やしてもらうのは難しいのですけれども、だいたい年間で40万、二回作付けしておりますので一回の分で20万程度の分は予算としてあります。その中で、種代であったり、肥料だったり、消毒だったりを買うようになりますので皆様がこれだけやりたいと仰ってもなかなかご希望に添えないのも現状であります。今回、こういうご意見をいただきましたので一度事務局の方で持ち帰りまして役員会などにも一度提案させていただいてやり方であったり、夏場はやはり水やりだったり、草引きであったりやっていないとなかなか作物は育たないのも皆さんが一番よくご存じだと思うんです。なかなか皆さんと一緒に取る時間が少ないと思うんです。そのやり方を考えてみたりするのも一つの方法かなと思いますので、今日ご意見いただきましたので私どもに預らせていただいて、なかなか要望に添える予算とか難しい所もあるのですが、もう一度検討させていただいてまた再度ご相談させていただけたらと思います。

●合田議長代理 どうぞ、高橋（眞）委員さん。

○高橋（眞）委員 農業委員会の大きな看板を立ててくれているのですが、あれは今のままだったら恥ずかしくて看板を除けてほしい。あれだけの看板をかけるのであればいい物を作らなくてはいけないのではないのでしょうか。

●合田議長代理 ありがとうございます。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●合田議長代理 では、次に農地パトロールについてを議題といたします。まず、事務局から説明をいたさせます。

○谷口係長 委員の皆様には、7月から9月の大変暑い中、またお忙

しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。お配りしております農業委員会農政関係資料の7ページをご覧ください。上の表は、昨年調査を行った結果を基に作成したものです。

下の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

この数値につきましては、営農再開や保全管理のないものの合計を農協の支所ごとに算出しております。

結果として、新居浜市の農地面積は1千390万5千858.21平方メートル、そのうち遊休農地面積は76万2千534.2平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.48パーセントでございます。

平成29年度と平成30年度を比較してみますと、遊休農地は増加しており全体で、26件、1万1千809.33平方メートル増加し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、約5.27パーセントから約5.48パーセントと約0.21パーセント増加しています。

今回の調査により、昨年同様、耕作放棄地判断された所有者、耕作者の方に、意向調査を実施したいと思っております。今年の意向調査は、昨年意向調査の返事がなく今年も耕作放棄地と判断された所有者、耕作者、新規に耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方、昨年は、耕作放棄地ではなかったが、今年は耕作放棄地と判断された所有者、耕作者に実施したいと思っております。委員さんにお配りしております農地パトロールの結果のリストと住宅地図をご覧ください。リストには、上段に所有者、下段に小作人の氏名、遊休農地の地番、地目、面積等を記入しております。7月から9月にかけて行っていただいた、農地パトロールの結果で作成しております。お配りしております住宅地図をご覧ください。今回の調査で耕作放棄地と判定した箇所等を色塗りした地図です。色につきましては、緑色が耕作放棄地、ピンク色が区分ア（営農再開）、青色が区分ウ（保全管理）で、リストには

ありませんが、今回新たに地図に赤で囲み×をつけています農地については、今年は、様子を見るということでつけています。それぞれ、ご確認いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で説明を終了します。

●合田議長代理

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

●合田議長代理

ここで、事務局から連絡があります。

○横川次長

失礼いたします。農地台帳の小作人について、住所が市役所の住所で登録されているものがございます。原因は旧町村と新居浜市が合併するときに、小作契約書に住所がないまま引き継がれたものと考えられます。

このままでは新たな契約・相続・解約等の影響が出る可能性があり、今後の台帳整備の中で対応する必要があると考えております。そこで、今回該当者のある地域の委員さんにご協力をいただき、現在の状況等についてお調べいただきたいと考えております。対象者は資料8、9ページに添付しております。お渡ししております封筒に調査票と関係資料を同封しておりますので、土地所有者・ご近所の方・改良区等で分かる範囲で結構ですので調査いただき、結果を事務局までお知らせいただければと思います。また、大島地区につきましては、委員さんがいらっしゃらないということもありますので、何か情報等がございましたら事務局までご連絡下さい。以上になります。

●合田議長代理

以上をもちまして、第17回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

○藤田局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

議長代理

委員

委員